

## 埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県窓断熱リフォーム支援事業（以下「本事業」という。）は、国が実施する『先進的窓リノベ2026事業』等と連動して住宅の省エネ改修を支援するため、開口部の断熱リフォーム工事を実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、リフォーム市場の活性化を図り、リフォーム事業者を支援することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 国補助

「先進的窓リノベ2026事業」のうち住宅の断熱改修に対する補助及び「みらいエコ住宅2026事業」のうち住宅の開口部の断熱改修に対する補助

#### 二 開口部

外気に面している窓（ガラス）及びドア

#### 三 住宅

人の居住の用に供する家屋をいう。店舗等、住宅以外の用途と併設されている家屋については、人の居住の用に供する部分に限る。

#### 四 リフォーム事業者

工事発注者と住宅の開口部のリフォーム工事契約を締結した工事施工業者

#### 五 共同事業者

国補助の実施に当たり、国が定める共同事業実施規約をリフォーム事業者と締結した工事発注者

### (補助対象工事)

第3条 本事業の補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する工事とする。

一 埼玉県内に所在する住宅の開口部の断熱リフォーム工事であること。ただし、ドア交換工事については、窓の工事と同一の契約であり、かつ同時に補助申請する場合に限る。

二 国補助を活用している工事であること。

三 令和8年3月2日以降に工事請負契約を締結した工事であること。

### (補助対象者)

第4条 規則及びこの要綱に基づき補助申請を行うことができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するリフォーム事業者とする。

一 次のいずれかに該当する国補助の事業者登録に登録されたリフォーム事業者であ

ること。

ア 登録の所在地が埼玉県内であること。

イ 登録の所在地が埼玉県外である場合にあっては、埼玉県内に所在する支社、支店、営業所等を通じてリフォーム工事契約を締結していること。

二 前条に規定する補助対象工事を実施したリフォーム事業者であること。

三 本事業の補助金申請について共同事業者の同意を得ているリフォーム事業者であること。

四 本事業の補助金の受領に関する権限を共同事業者に委任するリフォーム事業者であること。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 本事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、断熱化に要した製品の費用、設置工事に係る材料及び工事に要する経費とし、補助額は次の各号に定めるとおりとする。

一 1戸当たり国補助額の5割以内で、国補助の補助金と本事業の補助金の合計額が、当該補助対象工事に係る工事費の9割を超えない額とする。

二 第3条に規定する補助対象工事に該当しない国補助の工事については、補助額の算定から除外する。

三 千円未満は切り捨てとする。

(申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条に規定する交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(取下げ書の様式)

第8条 規則第8条第1項の規定により、交付申請を取り下げるときは、様式第3号による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、規則第7条に規定する交付決定通知書を受領した後に、様式第4号の交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は共同事業者が第3号の規定に該当する場合は、規則第5条第1項の規定に基づく補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

一 虚偽の申請その他不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。

二 この要綱に定める補助対象に該当しない事実が認められたとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(書類の整備等)

第11条 補助対象者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助対象者は、補助金の交付申請前に、別紙の暴力団排除に関する誓約事項の記載内容を確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者及び共同事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第6条関係）

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金について、規則第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

（申請者）

〒 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

（補助の対象となるリフォーム工事の内容）

申請対象の国補助（該当にチェック）

先進的窓リノベ2026事業 みらいエコ住宅2026事業

契約年月日 \_\_\_\_\_

改修した住宅の所在地 \_\_\_\_\_

契約金額（住宅の開口部改修に限る。） \_\_\_\_\_

国補助額（住宅の開口部改修に限る。） \_\_\_\_\_

（注）契約又は国補助額に開口部改修以外の額が含まれる場合は、開口部改修以外の額を除算して記載  
その場合、工事費などが一括で計上されている場合は案分

（共同事業者（リフォーム工事発注者））

〒 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

振込口座（金融機関名）（支店名）（口座区分）（口座番号） \_\_\_\_\_

電話番号（携帯電話可） \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

（本事業の補助金申請に係る共同事業者の同意等）

下記要件に適合の場合はチェック

申請者は、本事業の交付申請に当たり共同事業者の同意を得ました。

申請者は、本事業の交付申請に係る補助金の受領に関する権限は、共同事業者に委任します。

（交付申請番号） \_\_\_\_\_ （補助金事務局記載）

添付書類（①～③は必須、④は該当する場合、⑤は必要がある場合に県から指示する。）

①国補助の交付決定通知書の写し

②国への交付申請情報入力画面の写し等（補助対象工事の国の補助額が分かるもの。）

③工事請負契約書の写し

④補助額を除算したことが分かる書類・案分計算書等

（①国補助額又は③工事請負契約に開口部改修以外の額が含まれ、申請に当たり当該額を除算した場合に添付。その際に工事費等を案分した場合は案分の内容が分かる書類。）

⑤その他知事が必要と認めた書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

（共同事業者： 様  
様）

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請及び報告のあった件については、下記のとおり  
交付することに決定しましたので、規則第7条の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額 金 円  
（交付申請番号 ）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金取下げ書

（宛先）  
埼玉県知事

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた件について、規則第8条第1項の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

1 交付決定日

令和 年 月 日

2 交付決定額

円

3 取り下げの理由

4 交付申請番号

様式第4号（第9条関係）

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

(申請者) 住所又は所在地  
氏名又は名称

令和 年 月 日付けで交付額の決定を受けた埼玉県窓断熱リフォーム支援事業補助金について、本要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求額 金 円  
交付決定額 金 円  
(交付申請番号 )

委任状

申請者は、補助金の受領に関する権限を下記の共同事業者に委任します。  
については、補助金は下記共同事業者の口座に振り込んでください。

共同事業者（受任者）  
住所又は所在地  
氏名又は名称

補助金振込先口座

金融機関	(金融機関名)	(支店名)
口座区分 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号 (7桁未満は左詰で0を入れる)		
フリガナ		
口座名義人		